

4 年金の受給に関すること

(1) 老齢厚生年金の在職支給停止について

老齢厚生年金の受給権者が在職中（厚生年金の被保険者）である間は、報酬と年金額の合計額が一定の基準額を超えると、年金の一部又は全部が支給停止されます。



支給停止された年金額が後日支給されることはありませんが、被保険者期間は、退職後から支給される年金額に反映されます。

年齢区分	年金の種類	加入する厚生年金制度別の年金支給停止調整額	
		公務員共済年金 (再任用フルタイム等)	厚生年金(一般)・私学共済年金 (再任用短時間、民間企業等)
65歳未満	老齢厚生年金	再就職先の A 標準報酬月額 ^{※1} + B 直近一年間の期末手当等÷12 + C 老齢厚生年金(職域年金相当部分を除く)の月額 の合計が 28万円 ^{※2} を超えた場合、超えた額の1/2の年金額が 支給停止 ^{※3}	
	職域年金相当部分	全額支給停止	全額支給
65歳以上	老齢厚生年金	再就職先の A 標準報酬月額 ^{※1} + B 直近一年間の期末手当等÷12 + C 老齢厚生年金(職域年金相当部分を除く)の月額 の合計が 47万円 ^{※2} を超えた場合、超えた額の1/2の年金額が 支給停止	
	職域年金相当部分	全額支給停止	全額支給
	年金払い退職給付	退職後に支給開始	全額支給

※1 基本給+諸手当等を基に定められた保険料(掛金)算定基礎額

※2 令和2年度の場合(賃金や物価の変動により改定あり)

制度改正に伴い、令和4年4月1日から、28万円が47万円に引き上げられます。

※3 **A** + **B** ≤ 47万円かつ **C** ≤ 28万円の場合の計算式



厚生年金に加入しないで働く場合(勤務時間の少ない講師、パート、個人事業等)、不動産等による収入がある場合は、在職支給停止の対象にはなりません。

＜例＞ 再任用フルタイム職員（65歳未満）の在職支給停止額の計算方法

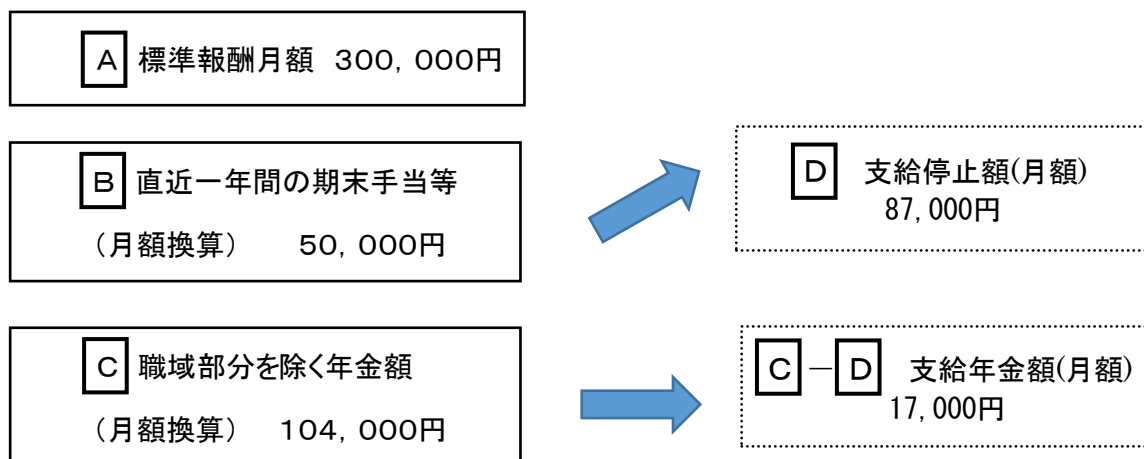
- ◆標準報酬月額 300,000円
- ◆直近一年間の期末手当等 600,000円
- ◆年金額 1,500,000円（職域年金相当部分※¹を含む）
- ※1 職域年金相当部分は年金額の1/6程度

A 標準報酬月額 300,000円
B 直近一年間の期末手当等（月額換算） $=600,000 \div 12 = 50,000$ 円
C 職域年金相当部分を除く年金額（月額換算）
 $=1,500,000 \times 5/6 \div 12 = 104,000$ 円※¹
A + **B** + **C** $=300,000 + 50,000 + 104,000 = 454,000$ 円
 $\longrightarrow$ 28万円を超えているので支給停止あり
D 支給停止額（月額） $= (454,000 - 280,000 = 174,000) \times 1/2 = 87,000$ 円

実際の年金支給額

（月額）**C** - **D** $=104,000 - 87,000 = 17,000$ 円

※1 実際は1円単位まで計算されます。



（２）雇用保険法による給付の受給に伴う年金の支給停止 手続が必要

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の受給者が、公共職業安定所（ハローワーク）で求職の申込みをすると、年金の全額が支給停止されます。

求職の申込みをされたとき又は失業給付が終了したときは、公立学校共済組合への届出が必要です。手続が遅れると、既に支給された年金を遡って返還していただくことになります。



基本手当の金額の多寡にかかわらず、老齢厚生年金の全額が支給停止されます。公共職業安定所（ハローワーク）で求職の申込みをする前に「基本手当」の額を確認し、老齢厚生年金の額と比較するなど、十分検討してから手続きしてください。

（３）年金支給の繰上げ（65 歳未満の方）

手続が必要

S28. 4. 2 以降生まれの方は、60 歳以降、支給開始年齢（P 5 参照）になる前から年金を繰上げて早めに受給する制度があります。ただし、繰上げて受給すると制約を受ける事項があります。

＜繰上げ受給の老齢厚生年金を請求する際の注意事項＞

- ◆ 支給される年金の額は、繰上げする期間 1 か月につき 0.5%^{※1}減額され、減額された年金額は生涯変わりません。
- ◆ 老齢基礎年金及び公務員期間以外の厚生年金も、全て同時に繰上げ支給する必要があります。
- ◆ 繰上げ決定後の取消・変更はできません。
- ◆ 繰上げ支給をすると、事後重症による障害厚生年金（P24 参照）の請求及び特別支給の老齢厚生年金に係る障害者特例請求^{※2}はできません。

※1 制度改正に伴い、令和 4 年 4 月から減額率が 0.4%に引き下げられます。

※2 障害等級 1～3 級の方が特別支給の老齢厚生年金（在職中を除く）を受ける場合、一定額の年金を合わせて受けられる特例

繰上げ期間	減額率
5 年（60 月）	30%
4 年（48 月）	24%
3 年（36 月）	18%
2 年（24 月）	12%
1 年（12 月）	6%

（４）年金の繰下げ（65 歳以上の方）

手続が必要

65 歳から支給される老齢厚生年金と老齢基礎年金は、66 歳以降 70 歳^{※1}までのうち、選択した時点からの支給に繰り下げることができます。この場合、年金額は繰下げする期間 1 か月につき 0.7%増額されます。繰下げを希望する方は、65 歳からの本来支給の老齢厚生年金を請求する際に申し出てください。

※1 制度改正に伴い、令和 4 年 4 月から受給開始期限の上限が 75 歳に引き上げられます。



特別支給の老齢厚生年金には繰下げの制度はありません。

＜繰下げ受給を請求する際の注意事項＞

- ◆ 加給年金額を受けることができる方が老齢厚生年金の繰下げを行った場合、その間、加給年金額も支払われません。また、繰下げをしても、加給年金額は増額されません。
- ◆ 繰下げ期間中の在職により支給停止される額については、増額の対象となりません。
- ◆ 複数の老齢厚生年金がある場合は、すべての老齢厚生年金を同時に繰り下げなければなりません。（老齢厚生年金と老齢基礎年金は別個に繰り下げることができます。）

（例）老齢基礎年金を繰上げ、繰下げした場合 （年額 781,700円（令和2年度）の場合）

原則（65歳から）

781,700円／年

65歳

（終身）

繰上げ（60歳から）
（ $0.5 \times 60\text{月} = 30\%$ 減）

547,190円／年

60歳

（終身）

繰下げ（70歳から）
（ $0.7 \times 60\text{月} = 42\%$ 増）

1,110,014円／年

70歳

（終身）

（５）年金の見込額について

◆ 「ねんきん定期便」

直近の誕生月の月末に、公立学校共済組合本部から自宅あてに送付される「ねんきん定期便」で将来の年金見込額や保険料納付実績など年金に関する情報が確認できます。なお「ねんきん定期便」の年金見込額は、対象者の年齢によって次のとおり計算されています。

- ① 50歳未満・・・現時点までの加入実績に基づいて計算
- ② 50歳以上 60歳未満・・・60歳まで継続加入したと仮定して計算
- ③ 60歳以上（引き続き厚生年金に加入する場合）
・・・定期便が送付された年齢の4か月前まで継続加入したとして計算

◆ 「地共済年金情報 Web サイト」

公務員厚生年金期間における年金加入記録や将来の年金見込額が確認できます。詳しいことは、「公立学校共済組合本部ホームページ」に掲載されています。

トップページ右側の「ピックアップコンテンツ」



ピックアップ情報

「年金加入記録や年金見込額を知りたいとき（地共済年金情報Webサイトのご案内）」



ページ下部にある緑のバナー「地共済年金情報Webサイト」をクリック

◆「年金払い退職給付に係る給付算定基礎額残高通知書」

毎年7月下旬に、公立学校共済組合本部から自宅あてに送付される「給付算定基礎額残高通知書」で、前年度までに組合員が積み立てた額（給付算定基礎額）等に関する情報が確認できます。（P7参照）

（6）年金の支給日

年金の支給は年6回で、偶数月の15日に、それぞれの前2か月分が指定の金融機関に振り込まれます。（金融機関が休日の場合は、直前の営業日です。）

※ 毎年6月と12月に公立学校共済組合本部から支給額をお知らせする「年金支払通知書（送金案内書）」が受給者に送付されます。

定期支給月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支給対象	12月分	2月分	4月分	6月分	8月分	10月分
（前月までの2か月分）	1月分	3月分	5月分	7月分	9月分	11月分



最初の支給は、決定手続に時間を要するため、定期支給日より遅くなります。
（請求書の提出からおおむね5～6か月後になります。）



3月末に退職される方は、退職後に年金の改定手続を行うことにより、在職停止が解除されますが、4・5月分の年金の支給は、8月以降です。

（7）年金額の改定

年金額は物価変動等により、原則として毎年度改定されます。改定があった場合には、公立学校共済組合本部から「年金額改定通知書」が受給者に送付されます。

（８）年金額にかかる税金

手続が必要な場合あり

老齢年金は所得税法の規定で「雑所得」に該当します。そのため、年金支給の際に所得税の源泉徴収が行われます。障害年金・遺族年金は非課税です。

また、年金額によっては、介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療制度の保険料、住民税等が天引き（特別徴収）されます。

収入の条件などにより確定申告が必要となる場合がありますので、手続については、年金支給開始後の通知等を参照いただくとともに、所得税の詳細については、税務署に確認してください。